

高松市告示第184号

高松市ふれあい創作館使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項及び高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第3項の規定により告示します。

令和8年4月1日

高松市長 大西 秀人

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

高松市香川町川東上1865番地13

NPO法人川東校区コミュニティ協議会

会長 土居 譲治

2 委託した公金の種類

高松市ふれあい創作館使用料

3 指定をした日及び委託をした日

令和8年4月1日